

福島市あぶくまクリーンセンター
焼却工場再整備事業

実施方針

令和4年8月1日

福島市

《目 次》

| | |
|--|----|
| 第1章 用語の定義 | 1 |
| 第2章 特定事業の選定に関する事項 | 3 |
| 1. 事業内容に関する事項 | 3 |
| 第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 9 |
| 1. 民間事業者の募集及び選定方法 | 9 |
| 2. 募集及び選定の手順 | 9 |
| 3. 提出書類の概要 | 10 |
| 4. 応募者の参加資格要件 | 12 |
| 5. 審査の機関 | 16 |
| 6. 優先交渉権者決定後の手続き | 16 |
| 第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | 18 |
| 1. 想定されるサービスの水準・仕様 | 18 |
| 2. 想定されるリスクの分担 | 18 |
| 3. 本市による事業の実施状況の監視 | 18 |
| 4. 地域への貢献 | 19 |
| 第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 | 20 |
| 1. 立地に関する事項 | 20 |
| 2. 計画に関する事項 | 20 |
| 第6章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 | 21 |
| 1. 疑義が生じた場合の措置 | 21 |
| 2. 管轄裁判所の指定 | 21 |
| 第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 | 22 |
| 1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 | 22 |
| 2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 | 22 |
| 3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 | 22 |
| 4. その他 | 22 |
| 第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 | 23 |
| 1. 法制上及び税制上の支援に関する事項 | 23 |
| 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項 | 23 |
| 3. その他 | 23 |
| 第9章 その他事業の実施に関し必要な事項 | 24 |
| 1. 議会の議決 | 24 |
| 2. 応募に係る費用負担 | 24 |
| 3. 実施方針等の公表に関する事項 | 24 |
| 4. その他 | 25 |

実施方針添付資料

- 添付資料 1 事業実施区域
- 添付資料 2 契約スキーム
- 添付資料 3 リスク分担（案）
- 添付資料 4 福島市及び民間事業者の業務範囲
- 添付資料 5 ユーティリティーに係る契約者及び料金支払い者

第1章 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は次のとおりである。

| | |
|-------------|--|
| 本事業 | 福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業をいう。 |
| 本市 | 福島市をいう。 |
| 本施設 | 本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備のうち、ごみ処理を用途とする施設をいい、工場棟、管理棟、計量棟、ストックヤード、小動物焼却施設の他、構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等で構成される施設一式をいう。 |
| プラント | 本施設のうち、ごみ処理に必要なすべての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。 |
| 建築物等 委員会 | 本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物を総称していう。 本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、本市が開催する学識経験者などで構成される組織「福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業者選定委員会」をいう。 |
| 応募者 | 本事業の募集公告に参加する複数企業で構成される企業グループをいう。 |
| 代表企業 構成員 | 応募者の代表を務める者をいう。 応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行う者をいう。 |
| 協力企業 | 応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営・維持管理業務のうちの一部を請負または受託することを予定している者をいう。 |
| 設計・建設業務 | 本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう（造成、土壌汚染対策工事を含む。）。 |
| 運営・維持管理業務 | 本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。 |
| 優先交渉権者 | 応募者の中から委員会の意見を受けて、最優秀提案者として市が決定した者をいう。 ※優先交渉権者との契約協議が整わない場合には、優先交渉権者を次点交渉権者と読み替えるものとする。 |
| 次点交渉権者 | 応募者の中から委員会の意見を受けて、次点提案者として市が選定し、優先交渉権者に次いで本事業を実施する候補者とした者をいう。 |
| 民間事業者 | 本市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。 |
| 建設事業者 | 本事業において、本施設の設計・建設業務を担当する者で、複数企業または共同企業体をいう。 |

| | |
|-------------------------|--|
| 運 営 事 業 者 | 民間事業者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。 |
| 事 業 契 約 | 本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。 |
| 基 本 協 定 | 民間事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての本市と民間事業者の間で締結される協定をいう。 |
| 基 本 契 約 | 民間事業者に本事業を一括で発注するために、本市と民間事業者及び民間事業者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。 |
| 建設工事請負契約 | 本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。 |
| 運營業務委託契約 | 本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。 |
| 要 求 水 準 書 設計・建設業務編 | 本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。 |
| 要 求 水 準 書 運営・維持管理業務編 | 本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。 |
| 要 求 水 準 書 | 要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編の総称をいう。 |
| 募 集 要 項 等 | 本事業の公告に際して、配布する募集要項、要求水準書、契約書案、優先交渉権者決定基準書などの書類をいう。 |
| P F I 法 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。 |

第2章 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名

福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 あぶくまクリーンセンター
種 類 一般廃棄物処理施設（焼却工場）

(3) 公共施設等の管理者

福島市長 木幡 浩

(4) 事業目的

本市は、あぶくまクリーンセンターとあらかわクリーンセンターの2施設体制で本市内の可燃ごみの処理を行っているが、あぶくまクリーンセンターは竣工後30年以上が経過し老朽化している。本市では、東日本大震災の経験を踏まえ、一時的に大量の災害ごみが発生しても対応可能となるよう、2施設体制を維持することとし、老朽化したあぶくまクリーンセンターを再整備する。

本事業は、ごみ処理体系の変更は行わず現在の施設の課題を解決し、循環型社会・脱炭素社会の形成に寄与する機能を備えた整備を目指すとともに、本施設とあらかわクリーンセンターが相互に機能を補完できるよう考慮したものとする。また、処理に伴う環境負荷を可能な限り低減するよう、処理施設の適正な維持管理、整備等を継続するものである。

本市は、施設整備にあたって次の基本方針を定めている。

1) 安全・安心な環境にやさしい施設整備

- (1) 最新技術の導入も検討し、安全かつ安定的で衛生的な処理が行える施設とします。
- (2) 高度な公害防止設備を設置し、市民が安心して生活できる生活環境を保全します。
また、温室効果ガスの発生を抑制し、自然環境への負荷を低減します。
- (3) 災害に強く長期間の稼働に耐えうる施設とします。

2) 循環型社会・脱炭素社会の形成に寄与する施設整備

- (1) 施設で発生する余熱を積極的に回収し、発電等による有効利用を図ります。
- (2) 既存の余熱利用施設との連携を、円滑で効率的なものとし、安定した熱供給を行います。
- (3) 施設で発生する排出物の減容化・再資源化を検討し、最終処分場の延命化を図る施設とします。

- 3) 周辺環境と調和した施設整備
 - (1) 周辺環境と調和した色彩、デザイン等により、景観に配慮した施設整備を図ります。
 - (2) 利用者の立場に立った小動物焼却施設の整備も図ります。
- 4) 市民との共創による施設整備
 - (1) 地元住民との協議・情報共有により、信頼関係に基づく施設整備を図ります。
 - (2) 利用者をはじめとした市民の意見を反映し、施設の動線・配置計画を検討し、安全で利便性の高い施設整備を図ります。
 - (3) 既存施設の内、建設予定地に配置されているヘルシーランド福島の駐車場の再整備も検討します。
- 5) 経済性に優れた施設整備
 - (1) 過大とならない施設規模の検討や、効果的な設備の選定を行い、費用対効果の高い施設とします。
 - (2) 建設費及び維持管理費を含めた全体的な費用の縮減を図ります。
 - (3) 国の交付金制度を最大限活用できる施設の整備を検討します。

(5) 本事業対象施設の概要

| 項 目 | 概 要 |
|--------------|--|
| 事業実施場所 | 福島市渡利字梅ノ木畑地内他 |
| 事業実施区域 | 添付資料-1 参照 |
| 民間事業者の業務及び期間 | 設計・建設業務：契約締結日から令和10年3月31日まで 運営・維持管理業務：令和10年4月1日から令和30年3月31日まで |
| 主要な施設 | ア 配置施設 ・工場棟、管理棟、計量棟、小動物焼却施設、ストックヤード イ 付属施設 ・構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等その他関連する施設や設備等 |
| 処 理 方 式 | ストーカ式焼却方式 |
| 処 理 対 象 物 | ①一般ごみ ②可燃性粗大ごみ ③資源化工場残渣（プラスチック残渣）の可燃物 ④し尿処理汚泥（脱水汚泥） ⑤小動物及び有害鳥獣（イノシシ等） |
| 供 用 開 始 | 令和10年4月1日 |
| 施 設 規 模 | 120 t/日（60 t/日×2炉、24時間稼働） |
| エネルギー回収率 | 18%以上とする |

(6) 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はDBO (Design Build Operate) 方式により実施する。

応募者のうち、民間事業者は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行う。

さらに、民間事業者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、運営事業者として20年間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

(7) 契約の形態

本市は、本事業の実施にあたり以下の協定等を民間事業者と締結する。

なお、事業契約は基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の3つの契約から構成されるものとする。

1) 基本協定

本市は、民間事業者との間で基本協定を締結する。基本協定には、本事業に関する事業契約の締結に向けて、本市と民間事業者の立場と義務を確認するとともに、事業契約締結のための基本的事項を定めるものとする。

2) 基本契約

本市は、民間事業者との間で、本市と民間事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項等を定めた基本契約を締結する。

3) 建設工事請負契約

本市は、建設事業者との間で本事業の設計・建設業務の実施のために必要な事項等を定めた建設工事請負契約を締結する。

4) 運營業務委託契約

本市は、運営事業者との間で本事業の運営・維持管理業務の実施のために必要な事項等を定めた運營業務委託契約を締結する。

(8) 事業期間

事業期間は次のとおりである。

1) 設計・建設業務期間

契約締結日（令和5年9月下旬）から令和10年3月31日まで

2) 運営・維持管理期間

令和10年4月1日から令和30年3月31日まで

(9) 事業実施区域

事業実施区域は、「添付資料-1 事業実施区域」に示すとおりである。

(10) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(11) 事業期間終了後の措置

運営・維持管理業務の委託期間は20年間としているが、本市は本施設の長寿命化を図り、約30年の安定稼働を確保することを目標としているため、民間事業者はそのことを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める明け渡し時における要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。なお、事業期間終了時の措置について、運営開始後16年目（令和26年度）の時点において、本市及び民間事業者は協議を開始するものとする。

(12) 事業の対象となる業務範囲

本市及び民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

1) 民間事業者が行う業務

(7) 本施設の設計・建設に関する業務

【本施設の設計に関する業務】

- ① 本施設の設計
- ② 本市が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ③ 本市が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ④ 本市が行うその他許認可申請支援

【本施設の建設に関する業務】

- ① 本施設の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請（支援を含む。）等
- ③ 本市への引継業務等の近隣初動対応（民間事業者が対応すべき範囲）

(4) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務
- ② 維持管理業務（小動物焼却施設を含む。）
- ③ 測定管理業務
- ④ 環境管理業務
- ⑤ 情報管理業務
- ⑥ 防災管理業務（災害時対応含む。）
- ⑦ 関連業務（植栽管理、施設警備・防犯、見学者対応等）

2) 本市が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- ① 用地の確保
- ② 近隣同意の取得・住民対応
- ③ 本施設の交付金申請手続き
- ④ 本施設の設計・建設に係る監理業務（別途発注予定）
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務
- ⑥ 事業者工事範囲外の関連工事
 - ・旧破碎工場解体工事
 - ・電波障害対策工事
 - ・水道の引込工事
 - ・東側市道に隣接した電柱、N T T柱の移設工事
 - ・周辺道路整備工事
 - ・現焼却工場解体跡地整備工事

(イ) 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① ごみの収集及び搬入
- ② 受入・計量業務（料金徴収含む。）
- ③ 小動物（ペット）の受入、焼却、遺骨返還
- ④ 管理棟の管理（清掃・施錠管理）
- ⑤ 見学者対応への協力
- ⑥ 住民対応
- ⑦ 行政対応
- ⑧ 運営・維持管理モニタリング
- ⑨ 焼却残渣等の運搬・処分・売却
- ⑩ その他これらを実施する上で必要な業務
- ⑪ 資源化工場及びヘルシーランド福島の運営管理

(13) 民間事業者への支払

本事業における民間事業者への支払は次のとおりとし、詳細は募集要項等において示す。

1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者に支払う。

2) 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

本市は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。

(14) 余熱利用計画

民間事業者は、焼却処理により発生する熱エネルギーを利用した発電を行い、電力として本施設内で利用するとともに資源化工場及びヘルシーランド福島へ送電すること。余剰電力は電力会社等へ売電すること。なお、電気により温水を作り、ヘルシーランド福島へ供給することも検討している。

売電収入は本市に帰属するものとするが、民間事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

(15) 本市が適用を予定している交付金について

本事業は、国の交付金の対象事業となる予定である。交付金の申請等の手続きは本市において行うが、民間事業者は本市が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関係資料の作成を行うこととする。

(16) 事業スケジュール（予定）

| | |
|----------------|-----------------|
| 1) 実施方針の公表 | 令和4年 8月 |
| 2) 募集公告 | 令和4年10月 |
| 3) 事業提案書の受付 | 令和5年 3月 |
| 4) 優先交渉権者の決定 | 令和5年 7月 |
| 5) 仮契約の締結 | 令和5年 8月 |
| 6) 事業契約の締結 | 令和5年 9月 |
| 7) 本施設の設計・建設 | 令和5年 9月～令和10年3月 |
| 8) 本施設の運営・維持管理 | 令和10年4月～令和30年3月 |

(17) 関連工事スケジュール（予定）（事業者業務対象外）

| | |
|----------------------|--------------------|
| 1) 旧破碎工場解体工事 | 令和5年7月～令和6年7月 |
| 2) 東側市道狭隘部分改良工事 | 時期検討中 |
| 3) 現焼却工場解体工事及び跡地整備工事 | 令和10年～令和12年 |
| 4) 東側市道舗装改良工事 | 令和12年度 |
| 5) 水道管引込工事 | 新焼却工場建設事業者と調整により決定 |
| 6) 電柱及びN T T柱移設工事 | 新焼却工場建設事業者と調整により決定 |

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定方法

本市は本事業への参加を希望する事業者を公募する。事業者の選定は、公平性・透明性確保の観点から公募型プロポーザル方式により行うことを予定している。

2. 募集及び選定の手順

本市は以下の手順により、事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については公告時に示す。

| 内 容 | 日 程 |
|------------------------------|---------------|
| ① 実施方針及び要求水準書（案）の公表 | 令和4年8月1日（月） |
| ② 実施方針等に関する質問・意見の受付期限 | 令和4年8月19日（金） |
| ③ 上記質問への回答公表 | 令和4年9月9日（金） |
| ④ 公募型プロポーザル実施に係る公告及び募集要項等の公表 | 令和4年10月下旬 |
| ⑤ 現場説明会 | 令和4年10月下旬 |
| ⑥ 募集要項等に関する第1回質問の受付 | 令和4年11月上旬 |
| ⑦ 募集要項等に関する第1回質問の受付期限 | 令和4年11月中旬 |
| ⑧ 募集要項等に関する第1回質問に対する回答・公表 | 令和4年11月下旬 |
| ⑨ 参加資格審査書類受付・審査 | 令和4年12月中旬 |
| ⑩ 参加資格審査結果の通知 | 令和4年12月中旬 |
| ⑪ 個別対話の実施 | 令和4年12月下旬 |
| ⑫ 募集要項等に関する第2回質問の受付 | 令和5年1月上旬 |
| ⑬ 募集要項等に関する第2回質問の受付期限 | 令和5年1月中旬 |
| ⑭ 募集要項等に関する第2回質問に対する回答・公表 | 令和5年1月下旬 |
| ⑮ 提案審査書類の受付 | 令和5年3月上旬 |
| ⑯ 提案書に関する事業者ヒアリング | 令和5年6月下旬 |
| ⑰ 優先交渉権者決定・公表 | 令和5年7月上旬 |
| ⑱ 基本協定締結 | 優先交渉権者決定後速やかに |
| ⑲ 仮契約締結 | 令和5年8月下旬 |
| ⑳ 事業契約の締結 | 令和5年9月下旬 |

（1）実施方針等に関する質問・意見の受付

第9章「3.実施方針等の公表に関する事項」に記載の方法で質問・意見を受け付け、また回答する。

（2）募集公告

本市は、事業者の選定等を行うにあたり、本事業の募集公告をするとともに、本市のホームページへの掲載により公表する。

(3) 質問受付

本市は、募集要項等の内容に関する質問を受け付ける。

(4) 質問回答の公表

本市は、上記(3)による質問及びこれに対する回答を本市のホームページへの掲載により公表する。

(5) 参加資格審査申込み

応募者は、募集要項の定めるところにより、参加資格審査確認に必要な書類（以下「参加資格審査書類」という。）を提出するものとする。

(6) 参加資格審査結果の通知

本市は、参加資格審査書類を提出した応募者を対象として参加資格の有無を確認し、その結果を応募者に通知する。参加資格があると認められた応募者は、以後の手続きにおいて本事業の実施の対価を示した提案価格並びに本事業の実施に関する計画及び提案を示した事業提案書（以下「事業提案書」という。）を提出することができるものとする。

(7) 提案価格及び事業提案書の提出

応募者は、募集要項の定めるところにより、提案価格及び事業提案書を提出するものとする。

(8) 優先交渉権者の決定及び公表

委員会は、事業提案書及び事業者ヒアリングにより審査する。本市は、委員会の評価結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、各応募者に通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

(9) 審査講評

本市は、提案価格及び事業提案書の内容を総合的に評価した結果を各応募者に通知するとともに、本市のホームページへの掲載により公表する。

3. 提出書類の概要

(1) 参加資格審査書類の内容

参加資格審査書類として、応募者を構成する企業に係る資格及び実績等を確認するための資料の提出を求めることを予定している。

(2) 事業提案書の内容

事業提案書としては、次の1)から3)までに掲げる事項を主な内容として含む事業提案

書の提出を求めることを予定している。

- 1) 基礎審査に関する提出書類
- 2) 非価格要素審査に関する提出書類
- 3) 事業計画に関する提出書類

詳細は、公告時に提示する。

(3) 提出書類の取扱い

1) 著作権

提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、本市は、これを無償で使用することができるものとする。

また、選定に至らなかった応募者の提出書類については、優先交渉権者の決定後、本市が適切に処分する。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

3) 資料の公開

本市は、優先交渉権者の決定後、選定結果の公表の一環として、必要に応じて応募者から提出された事業提案書（選定に至らなかった応募者からの事業提案書を含む。）の一部を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができるなど、公開されることにより提案した応募者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該応募者と協議することとする。

4. 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。

また、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成とすること。

(1) 応募者の構成等

- 1) 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数企業で構成する企業グループとする。
- 2) 応募者は、本事業の設計・建設業務または運営・維持管理業務を行う企業のうち、構成員及び協力企業から構成されるものとする(構成員のみで構成することも可能)。なお、構成員または協力企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成員または協力企業で分担することは差し支えない。
- 3) 応募者は、構成員の中から応募者の代表を務める者(以下「代表企業」という。)を定めるとともに、当該代表企業が応募参加手続きを行うこととする。なお、代表企業は、本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件をすべて満たす者とする。
- 4) 構成員または協力企業は、他の応募者の構成員または協力企業となることはできない。
- 5) 構成員または協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りでない。
- 6) 代表企業、構成員または協力企業のいずれかと資本関係または人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員または協力企業となることは認めない。

上記の「資本関係または人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう(以下同じ)。

① 資本関係がある場合

以下の(ア)または(イ)のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号及び会社法施行規則(平成18年総務省令第12号)第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係がある場合

以下の(ア)または(イ)のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員、常勤または非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項または民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他優先交渉権者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①または②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- 7) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 応募参加年度における本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者
- ③ 本市の指名停止措置を受けている者
- ④ P F I 法第 9 条の各号の規定に該当する者
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ⑥ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑦ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ⑧ 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- ⑨ 会社更生法第 17 条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）がなされている者
- ⑩ 民事再生法第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者
- ⑪ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条または第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条または第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- ⑫ 福島市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団並びに暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が所属している者
- ⑬ 暴力団員または暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- ⑭ 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係または人的関係のある者
株式会社日建技術コンサルタント
関西法律特許事務所
- ⑮ 本市が設置する委員会の委員が所属する企業
- ⑯ 実施方針の公表から優先交渉権者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する委員会の参加者に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った者

2) 各業務を行う者の要件

応募者は、以下の①から⑤の要件を全て満たすこと。

また、設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、特定建設工

事共同企業体（以下「JV」という。）とする。

JVは、以下の①から④を含む構成とする。

JVの運営形態（共同施工方式又は分担施工方式）及び組成員数は任意とする。

応募者を構成する構成企業については、参加資格審査書類提出時に企業名を明らかにしなければならない。

応募者は、④の全ての要件を満たす1者を、当該応募者を代表する「代表企業」として定めるものとする。

代表企業は、JVの代表となるものとし、当該代表企業が応募手続き等を行うものとする。

また、②と④の主たる業務を行う1者は同一であってはならない。

① 本施設の建築物等の設計を行う者の要件

本施設の建築物等の設計を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (ア) 令和4年度の本市入札参加資格の登録がされた者であること。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。また、一級建築士を配属すること。なお、有資格者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。
- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項または第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（焼却工場）の設計を担当した実績があること。

② 本施設の建築物等の建設を行う者（A）の要件

本施設の建築物等の建設を行う者（A）は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (ア) 令和4年度の本市入札参加資格（工事請負有資格者名簿【建築工事】）の登録がされた者であること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、上記（ア）業種の本市資格総合点数が参加資格確認基準日において【建築工事】1,700点以上であること。
- (ウ) 建設業法第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有するものを専任で配置できること。なお、有資格者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。
- (エ) 建築物等の建設業務を実施する企業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項または第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（焼却工場）の建設を担当した実績があること。

③ 本施設の建築物等の建設を行う者（B）の要件

本施設の建築物等の建設を行う者（B）は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (ア) 本市内に本社または本店があること。
- (イ) 令和4年度の本市入札参加資格（工事請負有資格者名簿【建築工事】）の登録がされた者であること。
- (ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、上記（イ）業種の本市資格総合点数が参加資格確認

基準日において【建築工事】が1,000点以上であること。

- (エ) 建設業法第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有するものを専任で配置できること。なお、有資格者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。

④ 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

本施設のプラントの設計・建設を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (ア) 令和4年度の本市入札参加資格（工事請負有資格者名簿【清掃施設工事】）の登録がされた者であること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、上記（ア）業種の本市資格総合点数が参加資格確認基準日において【清掃施設工事】1,400点以上であること。
- (ウ) 参加資格確認基準日までの過去10年間（平成24年4月1日から）において、以下の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項または第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（焼却工場）の竣工実績を元請として2件以上有すること。
 - i 処理方式をストーカ式とするもの。
 - ii 1炉あたり60t/日以上かつ構成が2系列以上でボイラ・タービン式発電設備を有するもの。
 - iii 事業方式をPFI方式（DBO方式を含む）とするもの。
- (エ) 清掃施設工事について建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、有資格者は企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。

⑤ 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

本施設の運営・維持管理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たすこと。また、主たる業務を行う1者は構成員とすること。

- (ア) 令和4年度の本市入札参加資格（業務委託業種：設備等保守管理業務又はその他業務）の登録がされた者であること。
- (イ) 参加資格確認基準日までの過去10年間（平成24年4月1日から）において、以下の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項または第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（焼却工場）の2年以上の運転実績を元請（応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。）として有すること。
 - i 処理方式をストーカ式とするもの。
 - ii 1炉あたり60t/日以上かつ構成が2系列以上でボイラ・タービン式発電設備を有するもの。
 - iii 事業方式をPFI方式（DBO方式を含む）とするもの。
- (ウ) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却工場で、1炉あたり60t/日以上かつ構成が2系列以上の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績

を有する施設に限る。)の現場総括責任者(施設の円滑な運転管理、維持管理等の総合的な責任を担う者)としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理技術管理者として運営開始後2年間は配置できること。

(エ) 本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

3) 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は、参加資格審査書類提出日とする。
- ② 優先交渉権者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。
- ③ 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に契約候補者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は契約候補者決定を取り消すことができる。この場合において、本市は、契約候補者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5. 審査の機関

本市は、応募者の事業提案を公平に専門的知見に基づいて審査するため、委員会を設置する。

本事業について本市が設置する委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った者は失格とする。

福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業者選定委員会委員

| 委員名 | 所属 |
|--------|------------------------|
| 樋口 良之 | 国立大学法人 福島大学 教育研究院 教授 |
| 佐藤 理夫 | 国立大学法人 福島大学 教育研究院 教授 |
| 佐藤 玲子 | 福島県建築士会福島支部 理事 |
| 荒井 喜久雄 | 公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長 |
| 藤吉 秀昭 | 一般財団法人 日本環境衛生センター 副理事長 |
| 車田 和昭 | 福島市 建設部長 |
| 森 雅彦 | 福島市 都市政策部長 |
| 佐藤 光憲 | 福島市 環境部長 |

6. 優先交渉権者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

本市と民間事業者は優先交渉権者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

優先交渉権者決定後には、民間事業者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。

- 1) 特別目的会社の本店所在地は福島市内としなければならない。
- 2) 運営事業者への出資は民間事業者の構成員全員によるものとし、民間事業者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- 3) 民間事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。
- 4) 特別目的会社の株主は、本市の同意なくして特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

本市と民間事業者は、基本協定締結後、事業契約の締結に向け契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案(募集要項で示す。)の詳細の協議を行うものであり、募集要項等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の募集要項等に示す本施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と民間事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本市と民間事業者のリスク分担は、原則として「添付資料-3 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、募集要項等において示す。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市または民間事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは民間事業者が責任を負うとしたリスクや、本市並びに民間事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に示す契約条件等のおりとする。

3. 本市による事業の実施状況の監視

本市は、民間事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階におけるすべての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、募集要項等において示す。

また、民間事業者の提供する設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は、民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

4. 地域への貢献

民間事業者は本施設的设计・建設業務及び運営・維持管理にあたっては次の項目に留意すること。

- (1) 本市に本店・本社を置く地元企業への工事発注
- (2) 本市での雇用促進の配慮
- (3) 本市に本店・本社を置く地元企業からの用役、材料の調達、納品についての配慮
- (4) 本施設周辺の住民や地元企業との信頼性の構築
- (5) 共生社会・男女共同参画の実現

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

本施設の建設予定地の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書に示す。

- | | |
|---------|--|
| 1) 建設場所 | 福島市渡利字梅ノ木畑地内他 |
| 2) 用途地域 | 市街化調整区域 |
| 3) 防火地域 | 指定なし |
| 4) 風致地区 | 該当(福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例:適用除外) |
| 5) 高度地区 | 指定なし |
| 6) 敷地面積 | 全敷地面積:約 28,000 m ² (建設予定地面積:約 12,300 m ²) |
| 7) 建ぺい率 | 70%以下 |
| 8) 容積率 | 200%以下 |
| 9) その他 | 市道脇の崖は、福島県建築基準法施行条例に該当する崖地であるため、建築物は崖の法尻から 20mの離隔を取るなど所定の措置が必要 |

2. 計画に関する事項

本施設の規模の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書に示す。

(1) 本施設

- 工場棟 処理能力:60t/日×2炉(120t/日)
- 管理棟
- 計量棟
- ストックヤード
- 小動物焼却施設 他

第6章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

本市が応募手続きにおいて配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び民間事業者が提出した事業提案書並びに本市と民間事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、本市と民間事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、福島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、本市は民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつた場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 民間事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合、本市は、事業契約に基づき、民間事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- (2) 前号の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、民間事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力その他本市または民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。
- (2) 設計・建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- (3) 運営・維持管理期間においては、本市及び民間事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業を実施する民間事業者に対する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる場合には、それによることとする。現時点では、本事業に関して民間事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3. その他

本市は、民間事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、本市は民間事業者との協議により対応を検討することとする。

第9章 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

事業契約の締結に際しては、本市議会の議決を得るものとする。

2. 応募に係る費用負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

3. 実施方針等の公表に関する事項

(1) 担当部署

| | |
|--------|---|
| 福島市環境部 | 環境施設整備室 |
| 郵便番号 | 960-8601 |
| 住所 | 福島県福島市五老内町3番1号 |
| 電話番号 | 024-515-6013 |
| E-mail | syobun@mail.city.fukushima.fukushima.jp |

(2) 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針に関する質問、意見または提案の受付及びこれらに対する回答の公表の方法については、次の1)から5)までに掲げるとおりとする。

1) 受付期間

実施方針公表日から令和4年8月19日(金)17:00まで

2) 提出先

前記3(1)に同じ

3) 提出方法

実施方針及びその添付資料に関する意見または質問を簡潔にまとめ、ホームページに公表する別添様式(Microsoft Excel形式)に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送付すること。なお、E-mailの送信後には、前記3(1)の担当部署に電話にて電子メールの着信を必ず確認すること。

4) 回答方法

質問に対する回答は、回答公表予定日に本市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。なお、公平性及び透明性を確保するため、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

5) 回答公開予定日

令和4年9月9日(金)

(3) 実施方針の変更

本市は、民間事業者からの意見等を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更を行う場合がある。

実施方針の大幅な変更を行った場合には、本市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公開する。

4. その他

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて適宜行う。

ホームページ <https://www.city.fukushima.fukushima.jp/>

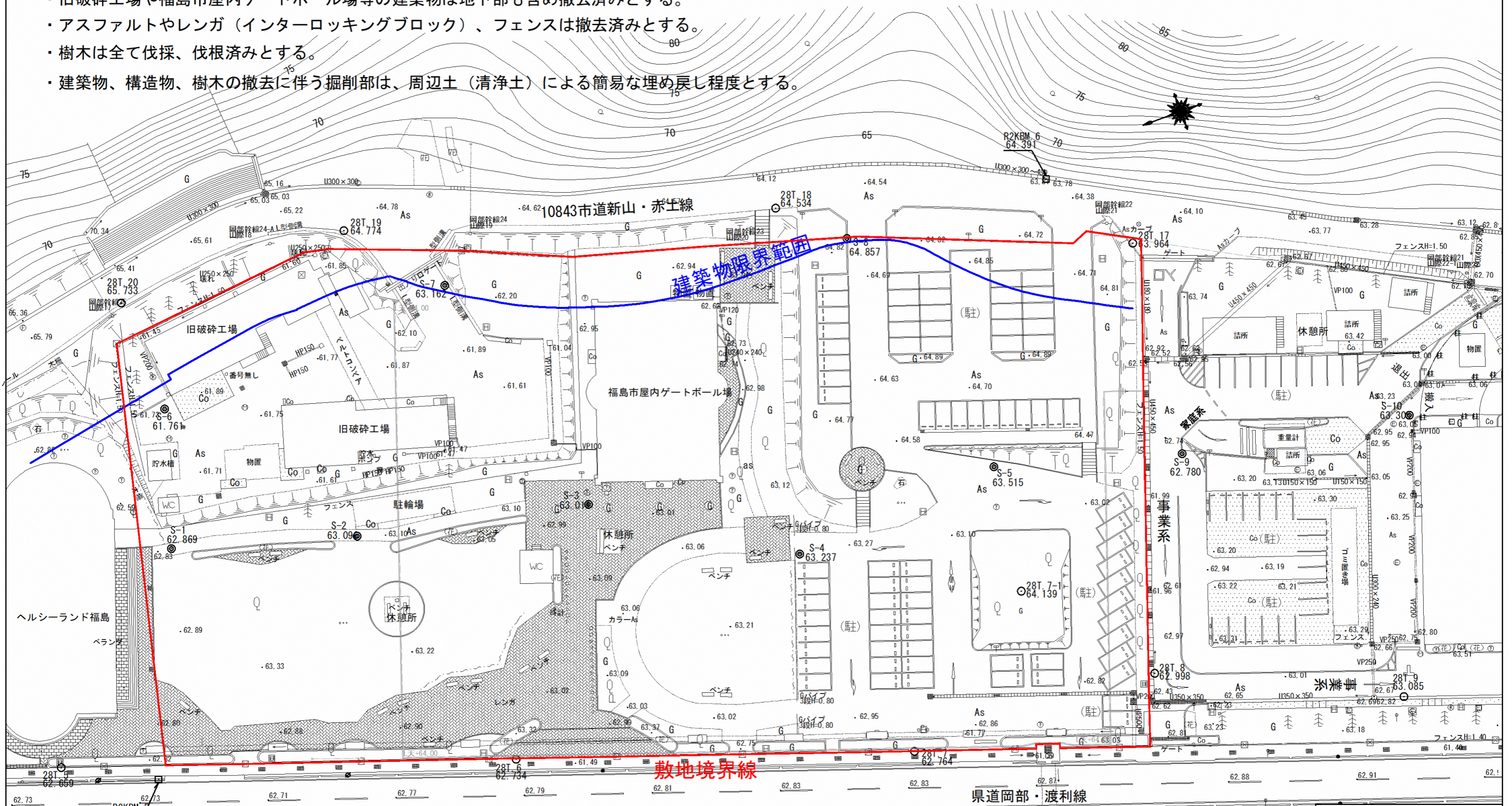
(2) 問い合わせ先

上記3(1)と同じ。

なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

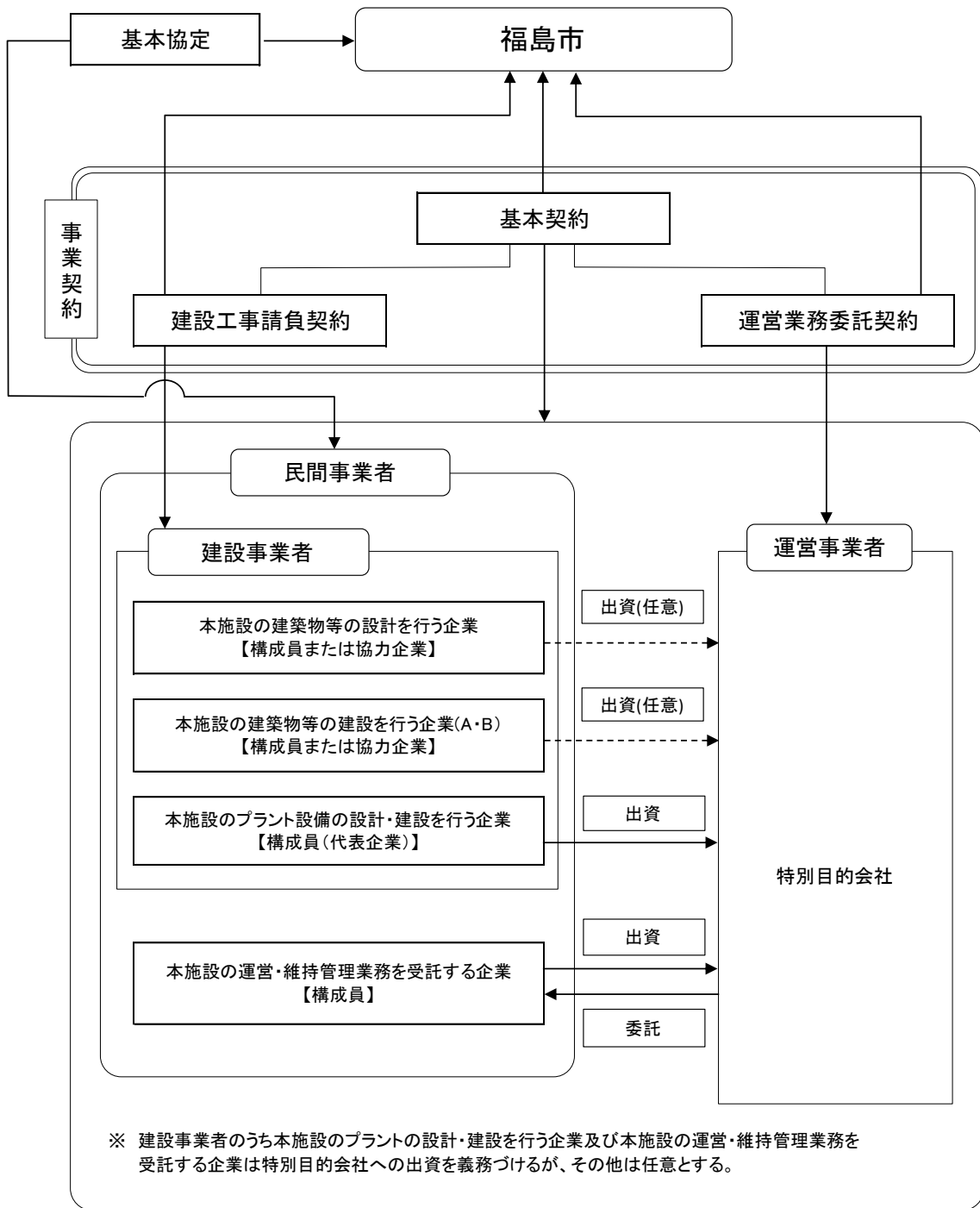
【工事開始時の施工条件】

- ・旧破碎工場や福島市屋内ゲートボール場等の建築物は地下部も含め撤去済みとする。
- ・アスファルトやレンガ（インターロッキングブロック）、フェンスは撤去済みとする。
- ・樹木は全て伐採、伐根済みとする。
- ・建築物、構造物、樹木の撤去に伴う掘削部は、周辺土（清浄土）による簡易な埋め戻し程度とする。



| | |
|--------------------------|----------|
| 令和4年度 | |
| 福島市渡利字物ノ本塚 外地内 | |
| 福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業 | |
| 敷地状況平面図 | |
| A1 S=1:300 | 図面番号 1/1 |
| A3 S=1:600 | |
| 設計者 朝日建技術コンサルタント | |
| 福島市役所 | |

添付資料 2 契約スキーム



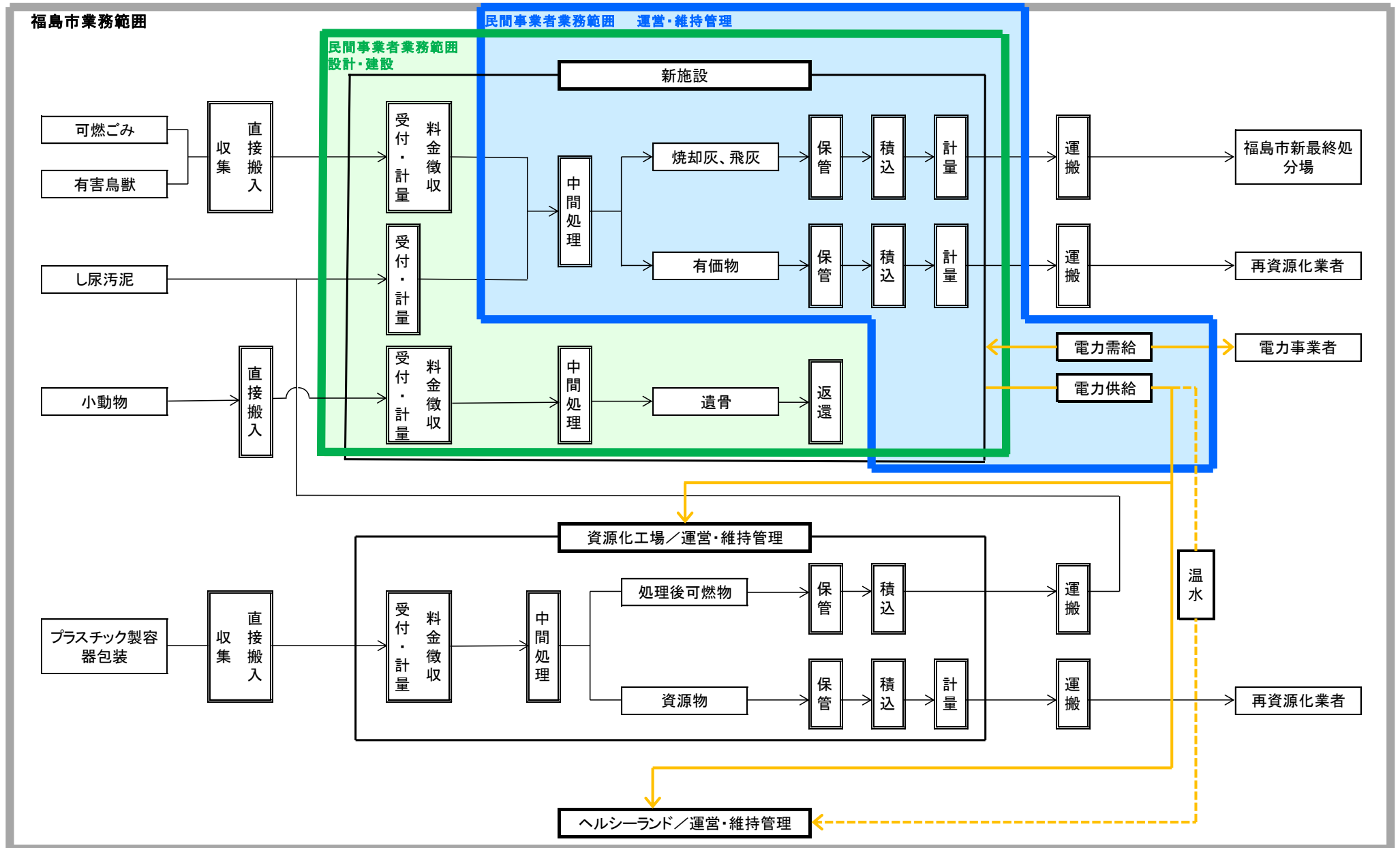
添付資料 3 リスク分担 (案)

| リスクの種類 | | No. | リスクの内容 | リスク分担 | |
|-----------|-------------|---------------------------------------|--|--|-----|
| | | | | 市 | 事業者 |
| 公募手続リスク | | 1 | 募集要項及び付属書類の誤り、手続に関するリスク。 | ○ | |
| | | 2 | 市の帰責事由により事業者と契約締結できないリスク又は契約締結に時間を要する場合。 | ○ | |
| | | 3 | 事業者の帰責事由により市と契約締結できないリスク又は契約締結に時間を要する場合。 | | ○ |
| | | 4 | 施設建設・運営・維持管理業務の実施に関する議会不承認。 | ○ | |
| 制度関連リスク | 法令変更リスク | 5 | 本事業の施設建設・運営・維持管理業務に係わる法令の変更・新設に関するリスク。 | ○ | |
| | | 6 | 上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更・新設に関するリスク。 | | ○ |
| | 税制変更リスク | 7 | 消費税に関する変更又は事業者に課される税金の内、その利益に課されるもの以外に関する税制度の変更リスク。 | ○ | |
| | | 8 | 本事業に関する新税の成立や税率の変更の内、事業者の費用増加が明らかで、事業者による増加抑制が不可能なもの。 | ○ | |
| | | 9 | 事業者に課される税金の内、その利益に課されるものの税制度の変更。 | | ○ |
| | 許認可の取得等 | 10 | 建設や運営・維持管理にあたって、市が取得すべき許認可の取得の遅延等による費用の増加。 | ○ | |
| | | 11 | 建設や運営・維持管理にあたって、事業者が取得すべき許認可の取得の遅延等による費用の増加。 | | ○ |
| | 交付金等 | 12 | 事業者事由により想定されていた交付金額が交付されない場合のリスク。 | | ○ |
| | | 13 | 上記以外の事由により想定されていた交付金額が交付されない場合のリスク。 | ○ | |
| | 社会リスク | 周辺住民への対応 | 14 | 市の提示条件や本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望、訴訟等に起因する費用の増加等。 | ○ |
| 15 | | | 事業者が提案内容に基づき行う調査・設計・建設・運営・維持管理業務に対する地域住民の要望、訴訟等に起因する費用の増加等。 | | ○ |
| 環境保全 | | 16 | 事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音・振動・悪臭・有害物質の排出等)への対応。 | | ○ |
| 第三者賠償 | | 17 | 市の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任。 | ○ | |
| | 18 | 事業者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任。 | | ○ | |
| 経済リスク | 資金調達 | 19 | 本事業の実施に必要な資金の確保に関するリスク。 | ○ | |
| | 物価変動 | 20 | 一定範囲を超える物価変動による事業者の費用の増減に関するリスク。 | ○ | |
| | | 21 | 一定範囲内の物価変動による事業者の費用の増減に関するリスク。 | | ○ |
| 債務不履行リスク | 本事業の中止・延期 | 22 | 市の判断等により本事業を中止・延期する場合のリスク。 | ○ | |
| | 構成員等に関するリスク | 23 | 事業者の構成員・協力会社等の業態悪化等に起因し、本事業の実施が困難になった場合のリスク。 | | ○ |
| 下請業者管理リスク | | 24 | 事業者が締結する下請契約の管理、変更等に関するもの。 | | ○ |
| 不可抗力リスク | | 25 | 計画段階で想定しない暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・落雷等の自然災害及び戦争・騒擾・騒乱・暴動その他の人為的な現象による施設の損害、運営・維持管理業務の変更・中止。 | ○ | △ |
| 設計リスク | 測量・調査リスク | 26 | 市が実施した測量・地質調査等に不備があった場合。 | ○ | |
| | | 27 | 事業者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合。 | | ○ |
| | 設計リスク | 28 | 市が提示した設計に関する与条件又は要求水準の内容に不備があった場合。 | ○ | |
| | | 29 | 事業者が実施した設計に不備があった場合。 | | ○ |
| | 設計変更リスク | 30 | 市の指示により要求水準を超える内容の設計変更を行うことによる工事の遅延や事業者の費用増加等。 | ○ | |
| 31 | | 事業者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や事業者の費用増加等。 | | ○ | |
| 用地リスク | 用地の瑕疵リスク | 32 | 事業用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は事業者の費用増加等。 | ○ | |
| | 地盤・地質リスク | 33 | 当初調査では予見不可能な地質・地盤の状況により工期や工法が影響を受ける場合。 | ○ | |

| リスクの種類 | No. | リスクの内容 | リスク分担 | |
|------------|---|--|-------|-----|
| | | | 市 | 事業者 |
| 建設段階 | 着工遅延リスク | 34 市の事由による着工遅延リスク。 | ○ | |
| | | 35 事業者事由による着工遅延リスク。 | | ○ |
| | 工事費の増加 | 36 市の指示や変更等、市の事由による工事費の増加。 | ○ | |
| | | 37 事業者の帰責事由による工事費の増加。 | | ○ |
| | 完工遅延リスク | 38 市の指示や変更等、市の帰責事由により事業契約に規定される期日までに完工しない場合。 | ○ | |
| | | 39 事業者の帰責事由により、契約期日までに完工しない場合。 | | ○ |
| 性能未達 | 40 試運転・完工検査等の結果、本施設が事業契約等に規定される性能を満たさない場合。 | | ○ | |
| 工事監理 | 41 事業者が実施する工事監理の不備による工事内容・工期等が変更される場合。 | | ○ | |
| 運営・維持管理段階 | 施設契約不適合リスク | 42 事業契約に規定される契約不適合責任を負う期間内に本施設の契約不適合が発見された場合。 | | ○ |
| | | 43 事業契約に規定される契約不適合責任を負う期間外に本施設の契約不適合が発見された場合。 | ○ | |
| | 施設損傷リスク | 44 本施設の設計・建設業務に起因するもの。 | | ○ |
| | | 45 事業者の善管注意義務違反がない限りにおける、処理不適物の混入に起因するもの。 | ○ | |
| | | 46 事業者の善管注意義務違反による処理不適物の混入に起因するもの。 | | ○ |
| | | 47 本施設の劣化・老朽化に対して事業者が適切な維持管理を行わなかったことにより損傷した場合。 | | ○ |
| | | 48 市の帰責事由により本施設が損傷した場合。 | ○ | |
| | | 49 事業者の帰責事由により本施設が損傷した場合。 | | ○ |
| | 施設改修等リスク | 50 市、事業者のいずれの帰責事由によらない事故や火災等により、本施設が損傷した場合。 | ○ | |
| | | 51 市の帰責事由により、本施設の改修等が必要となった場合(ごみの質・量に関するリスクを除く)。 | ○ | |
| | ごみ等の質・量に関するリスク | 52 要求水準の未達等、事業者の帰責事由により本施設の改修等が必要となった場合。 | | ○ |
| | | 53 当初想定したごみ等の質・量から実際のごみの質・量が著しく変動した場合。 | ○ | |
| | 運営・維持管理費増大リスク | 54 当初想定したごみ等の質・量から実際のごみの質・量の変動が軽微な場合。 | | ○ |
| | | 55 市の帰責事由又はごみの質・量の変動・物価変動以外の要因により、事業者の運営・維持管理費用が増大するリスク。 | | ○ |
| | 要求水準未達等 | 56 事業者の行う運営・維持管理業務の内容が要求水準を満たさない場合。 | | ○ |
| 土壌汚染 | 57 本事業の実施に伴い発生した土壌汚染に関するもの。 | | ○ | |
| 業務内容変更リスク | 58 市の指示等による運営・維持管理業務の変更に関するもの(ごみの質・量に関するものは除く)。 | ○ | | |
| 支払遅延・不能リスク | 59 市の帰責事由によるサービス購入料の支払遅延・不能。 | ○ | | |
| 終了時 | 施設の性能 | 60 事業期間終了時において、要求水準に示す本施設の性能の保持。 | | ○ |
| | 終了手続 | 61 事業終了時の手続に関する諸費用の発生及びSPCの清算に必要な費用の負担。 | | ○ |

○:主負担、△:従負担、空欄:負担なし

添付資料 4 福島市及び民間事業者の業務範囲



添付資料 5 ユーティリティーに係る契約者及び料金支払い者

| | | 焼却工場 | 管理棟 | 小動物焼却施設 | 資源化工場及び ヘルシーランド 福島 |
|---------|----|------|-----|---------|--------------------------|
| 電気 | 買電 | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 事業者 |
| | 売電 | 事業者 | — | — | — |
| 上水道 | | 事業者 | 事業者 | 事業者 | 本市 |
| 電話 | | 事業者 | 本市 | 事業者 | 本市 |
| インターネット | | 事業者 | 本市 | — | 本市 |
| 燃料 | | 事業者 | — | 事業者 | 本市 |